

令和5年10月13日

お客様各位

秋田県信用組合

## 個人情報の漏えい事案の発生について

この度、当組合本部からお客様へ郵送いたしました書面におきまして、個人情報の漏えい事案が発生いたしました。

個人情報の取り扱いにつきましては、これまでも徹底を図ってまいりましたが、かかる事案が発生させ、該当するお客様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを深く反省し、心よりお詫び申し上げます。

当組合は今回の事案を重く受け止め、個人情報の取り扱いに関する安全管理、職員教育を改めて徹底し、再発防止に努めてまいります。

## 記

### 1 事案の概要

当組合に預金口座を開設していただいている一部のお客様に対して、令和5年9月8日(金)に発送いたしましたお客様情報の確認に関する書面に他のお客様の電話番号、顧客番号(※)を記載して郵送したため、個人情報が漏えいしたものです。

なお、これまで本件に起因する二次被害は発生しておりません。

#### (※)顧客番号について

顧客番号は、当組合内部においてお客様を識別するためにお客様お一人おひとりに付けさせていただいた組合内部においてのみ使用する番号で、当組合においては特定の個人を識別できる情報ですが、お客様をはじめ組合外部の方においてはこの番号単体で特定の個人を識別することはできない情報です。

### 2 判明日

令和5年9月11日(月)

### 3 漏えいした個人情報および対応

個人のお客様993名の電話番号および顧客番号。なお、本件において電話番号および顧客番号以外の個人情報の漏えいはありません。

この情報漏えい等の対象となるお客様には、9月15日(金)に本事案の概要および漏洩した個人情報は電話番号である旨を記載したお詫びの文書を郵送しております。なお、お詫びの文書には顧客番号が漏えいした旨、説明しておりませんが、この公表をもってお詫びとさせていただきますので、ご理解賜りますと幸いです。

### 4 発生原因

本部職員によるお客様データの処理ミスにより、郵送する書面に他のお客様の電話

番号、顧客番号が印刷されたことおよび書面を封入する際の内容物の確認が不十分だったことが原因です。

#### 5 再発防止策

本事案を発生させた本部に加え、全営業店の職員に対し、個人情報の厳正な取り扱い、管理について改めて徹底するほか、個人情報保護の教育の実施により周知に努め、再発防止に取り組んでまいります。

#### 6 ご注意いただきたい事項

本公表後、当組合からお客様に対して個人情報や口座番号・キャッシュカードの暗証番号をお尋ねするなど、個別に連絡することは一切ございません。万が一、当組合を名乗る身に覚えのない電話や文書が届いた場合は、十分ご注意くださいとともに、当組合事務部までご連絡をお願いいたします。

以上

〈お客さまお問い合わせ先〉

秋田県信用組合 事務部

TEL 018-831-5560

※受付時間 平日9:00～17:00